

令和8年度京都農林水産総合庁舎  
エレベーター設備補修業務  
仕様書

1. 業務概要

京都農林水産総合庁舎に設置しているエレベーターについて、設備の補修・交換を行う。

2. エレベーターの仕様及び設置数

設備名称	設置建物	設備仕様・主仕様	
1号機 2号機	庁舎本館 (2基)	製造者	日本エレベーター製造株式会社
		用途	乗用
		定員・積載	11名 750kg
		定格速度	45m/min
		制御方式	可変電圧可変周波数制御
		停止階数	5階
		製造年	1994年3月設置
		設備仕様・付加装置	
			身体障害者用 (車いす仕様)
			地震時管制運転装置
			火災時管制運転装置

設備名称	設置建物	設備仕様・主仕様	
3号機	庁舎別館 (1基)	製造者	日本エレベーター製造株式会社
		用途	乗用
		定員・積載	11名 750kg
		定格速度	45m/min
		制御方式	油圧 (間接式)
		停止階数	4階
		製造年	1994年3月設置
		設備仕様・付加装置	
			身体障害者用 (車いす仕様)
			地震時管制運転装置
			火災時管制運転装置

3. 履行場所

京都府京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町  
京都農林水産総合庁舎

4. 履行期限

契約日から令和9年3月19日 (金) まで

## 5. 一般共通事項

### (1) 適用基準

本仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定する「建築保全業務共通仕様書（令和5年版）」（以下「共通仕様書」という。）第2編、第7章、第2節エレベーターによるものとする。

### (2) 業務の実施

本業務は、原則として開庁日（土曜、日曜、祝日等除く平日）の9時00分から17時00分までの間に行うものとする。ただし、あらかじめ発注者と協議し監督職員が認めた場合においては、その他の日時であっても業務を実施できるものとする。

### (3) 養生

業務の実施時は必要に応じて養生を行うこと。また、庁舎に損傷を与えないよう十分注意することとし、受注者の責により損傷を与えた場合は、速やかに復旧するものとする。

## 6. 業務内容

(1) 京都農林水産総合庁舎に設置しているエレベーター1～3号機それぞれについて、設備の補修・交換を行う。

(2) 作業数量は別紙「作業数量表」のとおり。

(3) 補修・交換の完了後は試運転を行い、正常に稼働するか確認すること。

## 7. 報告等

業務写真（業務前・後）を添えた完了報告書を提出すること。

## 8. 環境配慮のチェック・要件化

受注者は、本工事に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、以下の取組に努めるものとする。

(1) 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

(2) エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

(3) 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。

(4) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。

(5) 工事等を実施する場合は、生物多様性に配慮した事業実施に努める。

(6) みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

## 9. その他

(1) 本業務の実施に必要な電気、水道設備は、監督職員に許可を得た上で、無償で使用することができる。

(2) 業務完了後は、清掃・後片付けを実施すること。

(3) 業務完了後、検査職員の検査を受けること。

(4) 発生材は関係法令を遵守し、受注者が適切に運搬・処分すること。

(5) 業務上知り得た事項は、いかなる場合においても第三者に漏らしてはならない。

(6) 業務請負代金の支払いについては、適法な請求書を受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。

(7) 本仕様書に定めのない事項又は業務実施に際し疑義が生じたときは、必要に応じて監督職員と協議し、その指示に従うこと。

別紙

令和8年度京都農林水産総合庁舎 エレベーター設備補修業務  
作業数量表

項目	数量	単位	備考
本館 1号機エレベーター			
(1) インターホン用バッテリー	1	個	
(2) マイクロスイッチ	4	個	
(3) 着床装置	2	個	
(4) マイコンバックアップバッテリー	2	個	
(5) かが内照明LED化	6	本	
(6) 停電灯用電源装置	1	台	
(7) 停電灯	1	個	
本館 2号機エレベーター			
(1) マイクロスイッチ	4	個	
(2) 着床装置	2	個	
(3) マイコンバックアップバッテリー	3	個	
(4) かが内照明LED化	6	本	
(5) 停電灯用電源装置	1	台	
(6) 停電灯	1	個	
別館 3号機エレベーター			
(1) 調速機ロープ	1	式	
(2) 調速機本体	1	台	
(3) リミットスイッチ	1	個	
(4) インターホン用バッテリー	1	個	
(5) マイクロスイッチ	3	個	
(6) 着床装置	6	個	
(7) バックアップバッテリー	1	個	
(8) かが内照明LED化	6	本	
(9) 停電灯用電源装置	1	台	
(10) 停電灯	1	個	

令和8年度京都農林水産総合庁舎 エレベーター設備補修業務

業務位置図

